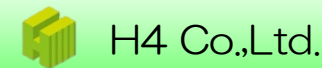


次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画



急速な少子化が進行している中、次の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境整備に努めるために2005年に施行され、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が制定されました。
（平成17年4月1日施行）

株式会社H4では、「次世代育成支援対策推進法（通称、次世代支援法）に基づき、以下の行動計画を策定し、取り組んでいくことと致しました。

1. 計画・実施期間

2025年4月1日～2027年3月31日

2. 目標

- ①育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする
- ②子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「With children勤務」を福利厚生に追加する

3. 対策

《上記①に対する対策》

- ・2025年4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- ・2025年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

《上記②に対する対策》

- ・2025年3月～ 検討会の設置
- ・2025年4月～ 社内報、オフィシャルサイトによる社員への「With children勤務」についての周知
- ・2025年4月～ 「With children勤務」の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討